

家計急変支援制度の対象となる家計急変事由

■ 主な家計急変事由

1. 生計維持者（父母等）（以下「生計維持者」）が会社員など被雇用者の場合

- ① ・ 疾病、負傷により離職・休職し、その後90日以上就労困難
- ・ 自己の責めに帰すべき理由によらない離職※

※雇用保険受給資格者証に記載された以下の離職理由コードの離職理由が対象
 (例：会社都合の解雇、正当な理由のある自己都合（倒産、妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職）)

離職理由コード	離職理由
② 11 (1A)	解雇 (1B)及び被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇に該当するものを除く。)
③ 12 (1B)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
④ 21 (2A)	特定雇止めによる離職 (雇用期間3年以上雇止め通知あり)
⑤ 22 (2B)	特定雇止めによる離職 (雇用期間3年未満等更新明示あり)
⑥ 23 (2C)	特定理由の契約期間満了による離職 (雇用期間3年未満等更新明示なし)
⑦ 31 (3A)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
⑧ 32 (3B)	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
⑨ 33 (3C)	正当な理由のある自己都合退職((3A)、(3B)又は(3D)に該当するものを除く。)
⑩ 34 (3D)	特定の正当な理由のある自己都合退職 (平成 29 年 3 月 31 日までに離職した被保険者期間6月以上12月未満に該当するものに限る。)

2. 生計維持者が自営業者などの場合

- ⑪ ・ 疾病、負傷により廃業・休業し、その後90日以上就労困難
- ⑫ ・ 営む事業が債務超過等の状況※となり、その事業を廃止等した場合
 ※破産手続きの開始（破産法）、特別清算開始の申立て（会社法第511条）、再生手続き開始の申立て（民事再生法第21条）、更正手続き開始の申立て（会社更生法第17条）、金融取引の停止
- ⑬ ・ 妊娠、出産、育児等により事業を廃止し、その後30日以上就労が困難な場合
- ⑭ ・ 生計維持者の父母の死亡、疾病・負傷等（90日以上）のため、生計維持者の父母を扶養するために事業の廃止を余儀なくされた場合
- ⑮ ・ 常時生計維持者本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等（事業を廃止し、その後看護を必要とする期間が30日以上、または、常時の介護が必要なもの）のために事業の廃止を余儀なくされた場合

■ その他の家計急変事由

- ⑯ ・ 被災により就労困難となった場合
 ※会社役員などについても事業の廃止以外に家計急変理由に該当する場合がある。

■ 対象とならない場合

定年退職、自己の責めに帰すべき理由による自己都合退職 等

※詳しくはお通いの学校へお問い合わせください。